

山陽小野田市議会ソーシャルメディア運用ポリシー

令和6年（2024年）5月28日策定

1 ソーシャルメディアによる情報発信を行う目的

ソーシャルメディアの拡散性、即時性などの特性を生かし、多くの市民が議会と市政に関心を持つために市議会に関する情報を効果的かつ効率的に発信することを目的とする。

2 運用するソーシャルメディアの種類

- (1) Instagram（インスタグラム）
- (2) Facebook（フェイスブック）
- (3) YouTube（ユーチューブ）

3 アカウント管理者等

- (1) アカウント管理者 山陽小野田市議会事務局
- (2) アカウント名

ア Instagram 山陽小野田市議会

イ Facebook 山陽小野田市議会

ウ YouTube 山陽小野田市議会

山陽小野田市議会サブチャンネル

- (3) ユーザ名

ア Instagram sanyoonoda_shigikai

イ Facebook <https://www.facebook.com/sanyoonoda.shigikai>

ウ YouTube 山陽小野田市議会 user-yp9l11qw8j

山陽小野田市議会サブチャンネル user-xd1po2kr5u

4 発信情報の内容

市議会に関する情報発信及び活動報告

5 運用方法

(1) 発信時間

原則として、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要に応じてこの時間以外にも発信する場合がある。

(2) コメントへの対応

原則として行わないが、議会事務局の確認により、必要に応じて対応することがある。

(3) 利用者から寄せられたコメントの削除等

次の各項に該当する場合、議会事務局は予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。

ア 特定の個人、団体等の中傷するもの

イ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

ウ 営業活動、政治活動、宗教的活動、その他営利を目的としたものの

エ 違法行為又は違法行為をあおるもの

オ 単なる噂又は噂を助長させるもの

カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

キ 著作権、商標権、肖像権等、市又は第三者の権利を侵害するおそれのあるもの

ク 本人の承諾なく個人情報特定し、開示し、漏えいする等プライバシーを害するもの

ケ 虚偽又は事実と異なると認められるもの

コ 有害なプログラム又は有害なサイトへの誘導であると判断されるもの

サ わいせつな表現を含むもの

シ 議会事務局が発信する内容の一部又は全部を改変するもの

ス その他、議会事務局が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 著作権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、市に帰属する。

7 免責事項

- (1) 当ページに掲載されている情報の正確さについては万全を期しているが、利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為については、市は何ら責任を負うものではない。
- (2) 当ページに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、当ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、市は責任を負わない。
- (3) 当ページの内容については、予告なく変更し、又は削除することがある。

8 その他

議会事務局は、本ポリシーを市公式ホームページに掲載する。また、本ポリシーは、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。